**平成２１年（フ）第２１１５号**
愛知県常滑市新浜町１丁目107番地の４
債務者　藤原　幸廣
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　剛
4　破産債権の届出期間　平成21年９月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月11日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第１９９号**
北海道苫小牧市柏木町４丁目８番５号
債務者　前田　千秋（旧姓漆澤）
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日高　正人
4　破産債権の届出期間　平成21年９月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月19日午後４時30分
6　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

## 破産手続開始及び破産手続廃止

**平成２１年（フ）第１０３０号**
埼玉県北埼玉郡騎西町大字鴻茎13番地４
コーポ騎西Ⅰ―104、商業登記簿上の本店所在地埼玉県川口市並木１丁目11番３号
債務者　有限会社石崎畳店
代表者代表取締役　石崎　栄次
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２１年（フ）第４４号**
宮崎県日南市西弁分２丁目２番地２　セレーノ・カーサＡ棟202号
債務者　河野千香子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

**平成２１年（フ）第３６１号**
函館市亀田港町38番13―308号
債務者　吉田　珠美
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
函館地方裁判所

**平成２１年（フ）第１７３号**
群馬県太田市矢場町3001番地29
債務者　鈴木真由美（旧姓永沼）
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
前橋地方裁判所太田支部

## 破産手続廃止

**平成１９年（フ）第８６３４号**
東京都千代田区一番町８―901
破産者　小川　　誠
1　決定年月日　平成21年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成１９年（フ）第９２７１号**
東京都千代田区麹町４丁目８番地
破産者　株式会社千代田キャピタル
1　決定年月日　平成21年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第３３号**
長野県松本市大字島立2237番地
破産者　有限会社グリーン電子
1　決定年月日　平成21年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

**平成２０年（フ）第３７９号**
千葉県佐倉市井野1514番地９
破産者　有限会社ランドトラスト
1　決定年月日　平成21年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２０年（フ）第３８０号**
千葉県八千代市勝田台３丁目13番地25、開始決定時の住所千葉県八千代市勝田台７丁目８番地６　ウィンビレッジ101号
破産者　小見山　勲
1　決定年月日　平成21年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２１年（フ）第４１号**
静岡市駿河区中村町185番地
破産者　株式会社サンライズオーエーシステム
1　決定年月日　平成21年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２１年（フ）第４４号**
埼玉県鴻巣市鎌塚２丁目12番10号
破産者　堀江　圭裕
1　決定年月日　平成21年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２１年（フ）第５７０号**
さいたま市桜区西堀４丁目７番１号430
破産者　畠山　公麿
1　決定年月日　平成21年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２１年（フ）第５８４号**
埼玉県北埼玉郡北川辺町大字栄3477番地26
破産者　兼成　由彦
1　決定年月日　平成21年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２１年（フ）第４２号**
静岡市駿河区中村町185番地
破産者　渡辺　　勇
1　決定年月日　平成21年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成１９年（フ）第３０３号**
青森県五所川原市大字広田字榊森36番地25
破産者　齊藤　　宏
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２０年（フ）第４８８号**
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目395番地
破産者　西尾　正男
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係